

令和6年1月第1回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年1月11日(木)

午前10時00分から午前10時55分

2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室

3. 出席委員(45人)

会長 19番 矢谷光生

職務代理 18番 石原誉男

農業委員 1番 山懸将伸 2番 岡田耕平 3番 妹尾宗夫 4番 池田 実

5番 太田 明 6番 池田和道 7番 沼本通明 8番 樋口昌子

9番 入澤靖昭 10番 柴田博行 11番 松本正幸 12番 中山克己

13番 武村一夫 14番 吉岡 靖 15番 後藤 勤 16番 福島康夫

17番 池本 彰

推進委員 20番 平 義男 21番 梶原啓二 22番 西谷玲子 23番 中嶋久志

24番 井手宏治 25番 築澤安彦 26番 松下 功 27番 上田房次郎

28番 太安隆文 29番 白石壽平 30番 根本 章 31番 田中秀樹

32番 長尾 修 33番 二宗貴志 34番 高谷明弘 35番 植田浩史

36番 浅田光明 37番 戸田典宏 38番 各務和裕 40番 山中正義

41番 池田久美子 42番 二若正次 43番 高見寛二 44番 佐子ゆかり

45番 筒井一行 46番 清水 晃

4. 欠席委員(1人)

推進委員 39番 東郷朝夫

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について

日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

日程第5 議案第4号 農地法第5条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議について

日程第6 議案第5号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定について

日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芦川 徹 事務局次長 渡辺義和 主幹 柴田正人 主事 大塚哲史

福田有子

7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 それでは、皆さんおはようございます。本年もどうぞよろしくお願いたします。

それでは、ただいまから令和6年1月総会を開催いたします。

それでは、会長ご挨拶よろしくお願いたします。

会 長 皆さん、改めまして明けましておめでとうございます。

令和6年が始まりました。皆さんご家庭で新年を迎えられたというふうに思います。しかしながら、1日夕方には大きな地震が能登のほうでありました。また、それに関連する事故、2日にありましたが、非常に日本列島に激震が走ったわけでございます。まだ地震のほうは捜査、またいろんな現場にも行きにくいということで非常に混乱しているということもございます。早期対応が難しいというふうに思います。自然災害がどこで起きるか分かりませんが、改めて我々もしっかりと気をつけていかなければならないというふうに思います。早い復旧のほうを祈念するばかりでございます。

新しい年は迎えましたけど、農業行政は非常に厳しい現状が続いております。本国会が1月26日に開催されるということですが、そこでは食料・農業・農村基本法の改正が審議されるだろうというふうに思います。こういう現状の中で我々がどのような事ができるかでございますけど、何とか今の現状を打破するような、持続可能な農村、農業であってほしいというふうに思いますので、しっかりとがんばっていきたいというふうに思います。

我々も本年度、それから農地政策と2年で国のほうから地域計画ということでいろいろと動いているところでございます。真庭市のほうでも中山間の組織に呼びかけて今進めているところでございます。なかなか厳しいというふうに思います。皆さんの賛同をいただけることがなかなか難しいところがございます。しかしながら、これは進めていかなければ、この地域が成り立っていかないということもございます。できるだけ地域の声を皆さんとともに話し合っ出ていくということが非常に大切だろうというふうに思いますので、皆さんの役割は非常に大きいというふうに思いますけど、今年一年間またよろしくお願いたしたいというふうに思います。皆さんの1年間、元気で健康でとにかく過ごせることが一番でございますので、体に気をつけながら地域活動をお互いやっていききたいというふうに思いますので、どうかよろしくお願いたします。

それでは、1月総会を開催したいというふうに思います。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、総会のほうに入らせていただきます。

本日、欠席、遅参の方は誰もいらっしゃいません。よって、ただいまの出席委員の方は19名中19名で定足数に達しておりますので、1月総会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長よろしく願いいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 それでは、議事録署名委員は、13番、 委員、14番 委員を指名いたします。

日程2、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 失礼いたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は9件でございます。農地法第3条第2項の各号におきまして、申請書によって審議いたしました結果、全件とも該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。

それでは、番号1でございますが、北房の譲渡人が、相手方の要望により、同じく北房の譲受人に、申請農地、畑1筆328㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、22番推進委員さんから説明をお願いします。

22番推進委員 議長。

議長 はい、22番推進委員。

22番推進委員 22番推進委員でございます。

去る1月6日、7番委員に同行していただきまして譲渡人との現地調

査を行いました。譲渡人ではありますが、■■■■の茶畑の後継者もいないし、自分も年齢が高くなり、どうしても管理ができなくなると不安になっており、近所で友人である同じく譲受人にお話を持っていかれました。譲受人は昨年末で会社を退職し、農業、そして地域に一生懸命貢献するというので快く売買を受けられました。譲受人は以前農業もされておりましたが、農業機械もたくさん取りそろえて、今後この農業に従事されると思います。また、次の不耕作目的の取得ではないかということですが、当てはまる項目はありません。

以上のとおり耕作状況及び従事日数等に問題ないと思われるので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号2でございます。

市外の譲渡人が、市内の譲受人に、申請農地、田1筆583㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、同じく22番推進委員さんから説明をお願いいたします。

22番推進委員 議長。

議 長 はい、22番推進委員。

22番推進委員 去る1月6日に、これも7番委員に同席していただき、譲受人と面会いたしました。12月23日に、譲受人の両親から土地の確認をいたしました。農地は譲渡人の妹さんが管理されておりましたが、この妹さんが近年亡くなられてからは譲受人が管理されていたということです。このたび譲渡人と売買の話がまとまり、譲受人が取得することにいたしました。現在譲受人は勤務されておられますが、購入した土地は果樹園にしたいとの思いで必要な機械も購入され、また両親が主に農業をされておりますので休日は自らも農業をされております。不耕作目的の取得ではありません。また、耕作状況及び従事日数については、問題ないと思われるのでご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号3でございますが、市外の譲渡人が、市内の譲受人に、申請農地、田4筆2,871㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、27番推進委員さんから説明をお願いいたします。

27番推進委員 議長。

議 長 はい、27番推進委員。

27番推進委員 譲渡人は遠方に住んでいるもので電話で確認いたしました。それによりますと、もうこちらに帰ってくる予定はなくて、関係性は譲渡人が分家のほうで、譲受人が本家に当たりまして、本家のほうに譲り渡すということで。譲受人の家に行って聞き取りをしたんですけど、本人は会社員で隣にお母さんが住んでいまして、そちらのほうで聞き取りをいたしました。譲受人は妻と2人ですが、親が隣に居住しておりまして農作業を以前より手伝っています。今後もそのようにするとのこと。農機具などは今までも自分のところでやっておりますので、それで間に合うということです。地元でやるので、今後の農作業に支障がないと思われま

す。
以上です。審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号4につきましては13番委員が譲受人となっている議案ですので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限によって、当議案の審議開始から終了まで退席となります。関係議案終了後に入室を許可いたしますので、退席のほうをお願いいたします。それでは、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号4でございます。

市外の譲渡人が、市内の譲受人に、申請農地、田3筆984㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく願

いいたします。
議 長 それでは、現地調査を行った結果について、28番推進委員さんから説明をお願いします。

28番推進委員 議長。

議 長 はい、28番推進委員。

28番推進委員 28番です。

番号4について報告いたします。

昨年12月30日に現地にて譲受人と確認を行いました。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人は県外に住んでおり、長年譲受人に耕作を依頼しておりました。今回、譲渡人の実家の売買ができました。農地は、今まで耕作していた譲受人に贈与する話が今回まとまったものです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は認定農業者、農業委員であり、多くの農地の耕作を行い、農機具など十分であり、また作業も家族で行っており何ら問題はありません。ご審議方よろしく願

いいたします。
議 長 ありがとうございます。

それでは、ここで番号4の質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第1号、番号4を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について、番号4は、原案のとおり可決されました。

ここで議事参与の制限により退席しておられました13番委員の入室を許可いたします。

それでは、番号5について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号5でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆28㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、13番委員さんから説明をお願いいたします。

13番委員 議長。

議 長 はい、13番委員。

13番委員 13番です。

番号5につきまして、去る令和5年12月30日に現地確認を行いました。譲受人、譲渡人立会いの下、行いました。権利移転する事由の詳細ですけども、申請地は譲受人の父親が営んでいる[REDACTED]の国道を挟んで南側にある土地で、以前より譲受人が譲渡人より借りて耕作を行っている土地です。譲渡人は今後も耕作する意思もなく、また自宅から離れていることもあり、以前より譲受人に権利移転の話をしていたところ、このたび話がまとまり、申請を行うものです。譲受人の耕作状況ですけども、譲受人は父が所有する農地を両親と農作業を行っており、機械もトラクター、管理機、草刈り機等一式所有しております。申請地取得後は、主に譲受人と妻とで申請地の耕作を行っていくということです。その他指摘事項はございません。審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 2ページをお開きください。

番号6でございます。

市外の譲渡人が、市外の譲受人に、申請農地、田2筆1,151㎡、畑2筆618㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。なお、譲受人は外国籍であります。配偶者は日本人であり、農地を取得する権利を有しております。また、通作距離につきましては、譲受人が取得予定の住宅からの距離を記載しておりますので申し添えます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、3番委員さんから説明をお願いします。

3番委員 議長。

議長 はい、3番委員。

3番委員 3番です。

6番について説明いたします。

事務局の説明のとおり、本人は[]ですが、奥さんが[]出身でございます。このたびこの農地を購入するには、すぐ隣接した古民家がありまして、そこと一緒に購入するものです。業者を通じての購入でございます。家族がおりまして、お子さんが今[]幼稚園に通っておりますが、新年度は近くの[]小学校1年生となり、そちらへ通われるということです。農地のほうは既に近隣の農家の方が耕作したり、栽培指導などを今からしております。[]小学校へは道なりで1キロ弱なので、小学校へ通うのも便利がいいということで、ここを求められました。

以上、何ら問題はございませんので審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号7について事務局の説明をお願いします。

事務局主幹 番号7でございます。

久世の譲渡人が、同じく久世の譲受人に、申請農地、畑1筆165㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、12番委員さんから説明をお願いします。

12番委員 議長。

議長 はい、12番委員。

12番委員 12番です。

12月29日に譲渡人と現地を確認し、詳細についての話を聞きました。譲受人については、電話で話を聞きました。譲受人と譲渡人は義理の姉妹という関係です。譲渡人は夫が亡くなってから耕作管理を行

ってきましたが、今後後継者もないことから農地の管理ができないとなり、譲渡人と贈与による話がまとまり権利移転を行うものでございます。譲受人は現在家庭菜園等を行っており、管理機等農業関係の機械は持っておりますが、まだないものについては譲渡人の農機具を借りることになっておりますので、今後十分耕作していくものと思われれます。今回の権利移転については問題ないと思われれますので、ご審議方よろしくお願いいいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号8について事務局より説明をお願いいいたします。

事務局主幹 番号8でございますが、市外の譲渡人が、市外の譲受人に、申請農地、田1筆1, 335㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。なお、通作距離につきましては、譲受人の耕作拠点、譲受人のご実家のほうからの距離を記載しておりますので申し添えます。ご審議方よろしくお願いいいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、40番推進委員さんから説明をお願いいいたします。

40番推進委員 議長。

議 長 はい、40番推進委員。

40番推進委員 40番推進委員です。

番号8につきましてご報告いたします。

令和6年1月5日に譲受人、農業委員、推進委員で現地確認をいたしました。譲渡人は県外在住のため、電話にて内容を確認いたしました。譲受人と譲渡人は義兄弟で、以前より譲受人が土地の管理をしていたため、譲受人の兄の死亡後、権利を移転することとなりました。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は息子と一緒に耕作面積8.5アールの水稲とハウス5棟で栽培に従事しています。必要な農機具は一通り保有しているので、譲り受けるのに支障はないと思います。よろしくご審議のほどお願いいいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号9について事務局より説明をお願いいいたします。

事務局主幹 番号9でございます。

市外の譲渡人が、八束の譲受人に、申請農地、田1筆1, 099㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、42番推進委員さんから説明をお願いいいたします。

42番推進委員 議長。

議 長 はい、42番推進委員。

42番推進委員 42番です。

譲渡人と1月2日に現地調査を行いました。譲渡人は昨年まで田んぼを作ってたんですけど、今年から作らないということでこの話がまとまったそうです。前々から土地を売るようなことがあったら、1個の田んぼを割ってある田んぼなんです。そこをほかの人が買うようだったら僕に譲ってくださいとお願いしとっただけなんです。近所なんで、去年秋、来年やめるから、もし要るようなら売りますということでこの話がまとまったそうです。譲渡人はお父さんが農作業をされとって、高齢のため、もう来年からやめるということで、若い人はよそに出て、家もそちらにあるみたいなんですけど、この土地を持っている人の息子さんでもう出とられるらしいです。譲受人はハウス3棟と田んぼ、畑と農作業をされておりまして、夫婦で十分農機具を、トラクターも所有しておりますので、取得後も農作業に従事することができます。そういうことですので、ご審議方よろしく願いいたします。

議長 分かりました。ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより番号1から番号3、番号5から番号9の質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

8番委員 すみません。

議長 はい、どうぞ。

8番委員 質問というのではないんですけど、市外とか市内とかっていう表現と落合とか、蒜山とか、中和とかという表現と両方あるので、できましたら地域名は分かるほうがありがたいなというふうに思いまして手を挙げさせていただきました。

議長 事務局、何かありますか、今の件に。

事務局主幹 次回からそのようにさせていただきます。

議長 そのようにするというのであります。

ほかにはございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第1号、番号1から番号3、番号5から番号9の採決をいたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、番号1から番号3、番号5から番号9は、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は3件でございます。

3ページをご覧ください。

番号1でございます。

申請人（市外）は、申請地周辺で事業を営んでおり、資材置場が必要となったため、田3筆2, 109㎡を、資材倉庫及び進入路にするため、転用申請するものです。申請地の農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■円、建物施設■■■■円。費用の内訳として、自己資金■■■■円。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、23番推進委員さんから説明をお願いします。

23番推進委員 議長。

議長 はい、23番推進委員。

23番推進委員 23番です。

現地確認日、令和5年12月30日に申請人立会いの下、現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細についてですが、申請人は長年この地区において会社経営及び稲作を行ってこられました。会社、■■■■業、このたび事業拡張のため、申請地を工業用地、資材倉庫、鋼材置場として活用したいと申出がありました。申請地の位置ですが、会社の敷地から200mほど東に離れた場所になります。田んぼは3枚続きの2, 109㎡になります。周囲の状況ですが、北が中国自動車道斜面農道、西は水路を挟み申請人の農地、南は市道、東はほかの方の農地になります。この農地の方には、当該農地変更への承諾を得ているとのことでございます。周辺農地への影響ですが、資材倉庫、高さ約6mが建設されても日当たり、通風など営農条件に支障を来すことはないと思われま。また、鋼材です。田んぼ、水路への水質汚染の心配もなく、西側は申請人の農地、東側の農地の方にも承諾を得ているとのこと。ご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号2でございます。

申請人（落合）は、申請農地に隣接している自宅の一部建て増しを計画しており、現在の建物の一部を解体するために資材置場及び車両進入路が必要なことから、畑1筆310㎡を、資材置場及び車両進入路にするため、一時転用申請するものです。申請地の農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成等が不要のため〇円となっております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、28番推進委員さんから説明をお願いいたします。

28番推進委員 28番です。

議 長 はい、28番推進委員。

28番推進委員 番号2について報告いたします。

昨年12月30日に申請人と現地にて確認を行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、今回自宅敷地内にある離れと蔵を取り壊し、将来新しい家を造る予定のために離れと蔵を取り壊す重機を設置するため、今回農地を一時転用するものです。転用をして、後は住宅を新築するための地目変更などを将来行うということでありました。申請地の位置ですが、地方道〇〇線、〇〇より北方向、〇〇に向けて約500mのところにあります。周囲の状況ですが、東は道路、西は自宅、南は道路、北は隣の住宅ということで、周辺農地への影響ですが、周辺は道路、住宅のため、影響はないと思われま。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号3でございます。

本案件は、5条申請、議案第3号、番号2の関連土地となっております。申請人（勝山）は、現在の墓地在山間部の傾斜地にあり、維持管理が大変であることや、墓地へ進入する際に他人の土地を通らなければならないなど不便であることから、畑1筆20㎡を、墓地用地にするため、転用申請するものです。申請地の農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成〇〇円、墓地費用〇〇円。費用の内訳として、自己資金〇〇円。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、35番推進委員さんから説明をお願いいたします。

35番推進委員 議長。

議 長 はい、35番推進委員。

35番推進委員 35番推進委員です。

番号3につきまして、昨年12月29日に現地確認及び調査を行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、事務局から説明があったとおりでございます。申請地の近隣住民への承諾は、既に出ているということでありました。申請地の位置ですが、東が田、西が畑、南が自宅、北が田というところでございます。周辺農地への影響ですが、申請地は申請人の田畑及び近隣住民所有の畑であり、近隣住民の承諾を得ているため、特に影響はないものと思われま。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

5番委員 はい。

議 長 はい、どうぞ5番委員。

5番委員 3番の議案の墓地については隣地に一々承諾書を取るということがなされておるのでよく分かるんですが、1番、2番なんかの例について周辺の農地への影響はないという、この判断はどのようなかたちでなされておるんですか。事務局へ申請があるときに、これは申請者が言う、あるいは現地を確認されたときに影響がないことを確認する、あるいは個々にある程度の問い合わせ、どんなふうな形で影響がないということでしょうか。

以上です。

議 長 これに関して事務局分かりますか。

事務局主事 3番の墓地については、環境課のほうで墓地についての承諾を取っておりますので、墓地についてはそういう承諾が必要になっています。

その他、1番、2番についてなんですが、転用目的と農地の状況を総合的に鑑みて周辺農地に影響がないという判断をしております。個別の判断となっております。現地確認も行っておりますので、その上で本案件については周辺農地に影響がないという判断を行っております。

以上です。

議 長 はい。

5番委員 事務局が現地で見での確認。

事務局主事 事務局も行きます。

5 番委員 分かりました。ありがとうございました。

議 長 ほかにはございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議 長 ないようです。

以上をもちまして地元委員さんからの説明を終わらせていただきまして、質問のほうもこれで質疑を打ち切りたいというふうに思います。

これより議案第 2 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程 4、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号 1 について事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局次長 議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書の審議について、本日は審議いただく案件は 2 件でございます。

5 ページをご覧ください。

番号 1 でございます。

申請人、賃借人（市内法人）は、■■■■製造業を営んでおり、申請地に隣接する土地に原料を保管する倉庫を所有しております。大型トラックで当該倉庫へ原料を搬入するための進入路が狭く大変苦慮しているため、このたび申請地、田 3 筆、合計 1, 0 0 5 m²を、賃借人（落合）から借り受け、進入路を拡幅するため、転用申請するものです。農地区分は、2 種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■円。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、1 3 番委員さんから説明をお願いいたします。

1 3 番委員 議長。

議 長 はい、1 3 番委員。

1 3 番委員 1 3 番です。

番号 1 につきまして、去る令和 5 年 1 2 月 3 0 日に賃借人立会いの

下、現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、賃貸人は[]を営んでおり、現在使用している倉庫への西側、北房方面からの進入が鋭角で、特に大型車の進入が危険なことから、現在の進入路の並びにある農地を新たな進入路にするために申請を行うものです。申請地の位置ですが、[]より東に200mほどの国道313号線に面したところです。周囲の状況ですが、東が農道、西が現在の進入路、南が国道、北が倉庫となっております。周辺農地への影響ですが、東側に農道を挟んで農地がありますけれども、進入路のため問題ないと思われま。また、関係する水利組合の同意も得ておるといことでございます。以上、その他指摘事項はございません。審議方よろしく願います。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 番号2でございます。

本案件は、4条申請、議案第2号、番号3の関連土地となっております。

申請人、譲受人（勝山）は、現在の墓地が山間部の傾斜地にあり、維持管理が大変であることや、墓地へ進入する際に他人の土地を通らなければならないなど不便であることから、申請地、畑1筆10㎡を、父親である譲渡人（勝山）から譲り受け、墓地用地にするため、転用申請するものです。なお、今回の墓地移転を機にご自身と両親の土地を分ける計画となっております。申請地の農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成[]円、墓地費用[]円。費用の内訳として、自己資金[]円。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方願います。

議長 ありがとうございます。

それでは、現地調査を行った結果について、35番推進委員さんから説明をお願いします。

35番推進委員 議長。

議長 はい、35番推進委員。

35番推進委員 35番推進委員です。

本件につきましては、先ほども説明がありましたとおり、議案第2号の番号3と関連があるものでございます。譲渡人と譲受人は親子関係にあります。転用しようとする事由ですが、これは譲渡人が墓地を建設するのに伴って、その隣接地を贈与により取得して譲受人の墓地も併設するというものであります。申請地の位置、周囲の状況ですが、これは先ほど説明しましたとおりで、特に問題はございません。その

他指摘事項もありませんので、ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第4号、農地法第5条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議長 はい、事務局。

事務局次長 議案第4号、農地法第5条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議について、本日も審議いただく案件は1件でございます。

7ページをご覧ください。

番号1でございます。

本案件は、申請人が令和5年7月10日付、真農委指令第507号で農地法第5条第1項の規定による転用許可を受けた案件でございます。変更の理由ですけれども、転用許可を受けた直後、資材や人件費等の大幅な上昇により当初計画していた建築資金計画を見直さざるを得なくなりました。居宅やカーポートなど建築計画の見直しをされたのですが、計画資金では建築することができなくなったため、やむを得ず他のハウスメーカーに変更し、居宅の形状等を変更せざるを得なくなったことにより変更するものです。主な変更点ですが、居宅、当初2階建てだったんですけども今回の計画で1階建てとなり建築面積が狭くなっています。また、それに伴い自己資金が当初〇〇〇〇円だったんですけど〇〇〇〇円、それから借入金が当初〇〇〇〇円だったものが〇〇〇〇円に変更となっています。本案件は、農地法

関係事務処理要領に定められた事業計画の変更に関する承認条件を満たしております。変更はやむを得ないものと判断します。

以上、ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、5番委員さんから説明をお願いいたします。

5番委員 議長。

議長 はい、5番委員。

5番委員 5番です。

番号1につきまして、去る1月7日に現地のほうで確認をさせていただきました。事業計画の変更でございますが、今事務局が申しましたとおりでございます、そこに提示しているとおりでございます。ほかに変更は特にございません。譲渡人との関係も親子でございますので、特に問題はないと思います。

以上のとおり変更案件につきましては周辺農地への影響も何ら関係がないようでございます。ということで、よろしく申し上げます。その他、全体でも指摘事項等は特にございませんのでご審議方よろしく申し上げます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号、農地法第5条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程6、議案第5号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第5号について、9ページをお開きください。

議案第5号、農用地利用集積計画の決定について。

このことにつきまして、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。案といたしまして、令和6年1月11日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきましては全49筆でございます。また、14ページ下段に記載の所有権移転につきましては、田8筆9,045㎡が譲渡人から農地中間管理機構であります岡山県農林漁業担い手育成財団へ移転するものでございます。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく願いいたします。

以上でございます。

議 長 それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程7、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主事 15ページをお開きください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約については、次の6件がございました。添付書類もそろっておりますので受理いたしました。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。
議 長 報告第1号について、質問、意見等がありましたらお願いします。

<「質疑なし」の声>

議 長 質問、意見等がないようですので、これらの案件は報告案件でございますのでご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

皆様方のほうから何かございませんか。

よろしいですか。

<「なし」の声>

議 長 事務局もよろしいですか。

<「なし」の声>

議 長 それでは、以上で1月総会を閉会したいというふうに思いますけど、次回2月総会は2月9日金曜日の午前10時からですのでよろしくお願いいたします。

(午前10時55分 閉会)

